

文 化

第1節 概 要

近年「地方の時代」「文化の時代」といわれ、地方の主体性、独自性を持った自主的・創造的な文化活動が活発化するとともに、地域の伝統や生活に根ざした文化を再認識し、大切に継承・発展させていこうという気運が高まってきている。このため一昨年の「文化振興会議」での提言等をふまえ、文化二年目としてこの要請に応えるため行政の全分野を文化的視点から見直しを行い、積極的に文化行政を推進した。

本年度は昨年6月に創設した財団法人福島県文化振興基金の助成事業や顕彰事業の充実を図り成果をあげた。

また、文化課課内室として文化施設整備室を設置し、県民文化活動の拠点となる県立美術館・図書館を福島市に建設することと郡山市に展示場を設けることが決定され、建設事業に着手、県立博物館については、「県立博物館建設基本構想」が作成され、会津若松市に建設を決定するなど、県民文化振興の条件整備は大きく進展した。

こうしたなかで、県芸術祭が県中地区を中心に実施され、地域性を生かした優れた内容で県民の文化志向を盛り上げた。さらに文化財保護については、「福島県の文化財」及び「指導の手引」を発刊し学校教育等における学習指導の充実をはかるとともに、福島県民謡まつりが初めて福島市で好評のうちに開催され、県民文化活動は一層進展した。

本年度は、第二次長期総合教育計画の第1期実施計画の最終年度に当たり、計画ののっとり「豊かな心を育てる県民文化の推進」をテーマとして、諸施策を推進したが、その成果は次のとおりである。

1 文化活動の促進

県民の自主的な文化活動は、いっそう活発化し、文化団体数・会員数の増加、市町村文化団体連合体結成の動き、公立文化施設の整備など、民間・行政とも文化への志向が高まりさらに県民の積極的な文化活動への参加が促進された。

また、これに伴い財団法人福島県文化振興基金の事業に対する理解も進み、その活用も順調に増加するとともに、民間篤志家よりの寄付により基金造成も進み、県民の自由で創造的な文化振興の条件整備が進められた。

県芸術祭は、県中地区を中心に開催され、地域の伝説を素材にした創作舞踊の公演が行われるなど、県民参加の文化活動成果発表の総合的な場として大きな成果を上げるとともに芸術祭への県民の関心を高めた。

また、県民に優れた芸術文化を鑑賞してもらうため、県収蔵美術品巡回展、県展移動展、さらにはこども芸術劇場、青少年芸術劇場、移動芸術祭巡回公演などについて積極的に取り組み好評のうちに実施され、県民に多大の感動を与えた。

2 文化施設の整備

(1) 県立美術館・図書館建設の推進

年度当初に文化施設整備室を設置し、室長ほか10名（うち1名嘱託）の職員によって建設事業を進め、「県立美術館収集評価委員会」を設置した。5月に第1回の委員会を開催して取得の方針を定め、以後3月までに6回の会議をもって作品の選定収集にあたった。収集作品は、日本画9・日本洋画34・海外洋画1・版画334・彫刻1・美術資料27計406点にのぼった。

県立美術館・図書館ともに建築基本設計を委託し、56年3月25日に納品された。

(2) 県立博物館建設の推進

前年度から引き続き基本構想の策定を進め、5回の委員会を開催して、56年1月26日福島県立博物館建設基本構想報告書が提出された。

建設場所は、56年2月3日会津若松市とすることが決定し、同日知事から発表された。

(3) 県文化センターの施設、設備の整備と機能の充実

昭和45年開館以来、利用人員は年間30万人を越え延べ330万人に達しているが、この10年間に施設設備、備品等が老朽化し機能が劣化していること、さらに使用者の高度化、多様化に対応できなくなっているため、年次計画により音響設備等の改修に着手している。

また、自主企画事業は、開館10周年を記念し亜欧堂田善展外21事業を実施し、全県的に文化享受の機会を提供することに努め大きな成果を上げた。

3 文化の伝承の充実

(1) 文化財保護体制の充実

各種開発事業の増加に対応し、(財)福島県文化センター遺跡調査課の職員を前年度に引続き増員し、埋蔵文化財の調査体制の強化を図った。

また、指定文化財管理（文化財パトロール）の強化を図るとともに、文化財の保護管理指導及び重要遺跡の保全管理に努めた。

(2) 文化財指定の推進

文化財を保護するための文化財基礎調査をはじめ、指定調査を積極的に実施し、県内に所在する文化財の実態を把握するとともに、新たに13件を県指定文化財に指定した。

(3) 文化財保存の充実

指定文化財等の保存修理、史跡の環境整備及び埋蔵文化財の発掘調査等の事業に対する助成を行うとともに、国・県営農用地開発に伴う開発地内遺跡の発掘調査及び東北新幹線建設に係る遺跡の記録保存を図るなど、文化財の保存の充実に努めた。

(4) 文化財活用の促進

文化財に対する理解を深め、愛護思想の高揚を図るため